

大学入学者選抜協議会

大学入学者選抜における試験運営に関するワーキンググループ

(第1回)

令和4年4月20日

【平野大学入試室長】 それでは、所定の時刻になりましたので、ただいまより大学入学者選抜における試験運営に関するワーキンググループ（第1回）を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用の中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日はウェブ会議の方式での開催になってございます。御発言の際には挙手ボタンを押していただき、指名された後に御発言をお願いします。

また、聞き取りやすい御発言、資料参照の際の該当ページのお示し、ハウリング等を避けるために指名後のミュート解除、発言後のミュート戻しなど、円滑な会議運営に御協力をいただければ幸いです。

それでは、まず初めに、本日の資料について確認をさせていただきます。

議事次第のほうに記載されていますとおり、資料1-1から資料9、参考資料が1と2ということになってございます。御確認をお願いいたします。

続きまして、議事に入る前に、まず事務局のほうから、本ワーキンググループの趣旨の説明及び委員の御紹介をさせていただきます。

資料の1-1を御覧ください。

このワーキングの設置根拠でございます。大学入学者選抜協議会、大学入学者選抜における試験運営に関するワーキンググループの設置についてというものでございます。こちらのほうでございますけれども、3月30日に開催されました大学入学者選抜協議会において設置が了承されたものでございます。

こちらのほうの設置の趣旨でございます。今年の共通テストにおいて発生した通信機器を悪用した不正行為、試験場に向かう途中で受験生が刺傷された事件を受けて、受験生が安心して受験できるよう、試験を実施する各大学が実現可能な対応方策を検討するためということで設置をされているものでございます。

協議事項、また後でちょっとお話いたしますけれども、書かれているとおりでござい

ます。

その他、実施方法、設置期間ということなど書かれてございますが、構成員については、協議会座長でありますところの川嶋先生から御指名をいただいているということでございます。

続きまして、資料の1-2でございます。委員の名簿でございます。協議会の委員の先生に8名御参画いただくとともに、臨時協力者としてテーマに応じた形で2名の方に入っております。また、オブザーバーとして警察庁のほうにも御参加をいただいているところでございます。

委員の先生のお名前のほう御紹介をさせていただきます。

石崎規生先生でございます。こちら全国高等学校長協会から御参画いただいております。

全国の高P連のほうから、泉満先生に参画をいただいております。

国大協のほうから、空閑先生、御参画いただいております。

日本私立大学連盟のほうから、圓月先生に御参加をいただいております。よろしくお願ひします。

一般社団法人公立大学協会のほうから、柴田先生に御参加をいただいております。

日本私立中高連のほうから、長塚先生に御参画をいただいております。

日本私大協のほうから、安井先生に御参画をいただいております。

独立行政法人大学入試センター理事長の山口先生に御参画をいただいております。

これに加えまして、臨時協力者といたしまして、公益財団法人公共政策調査会研究センター長、板橋先生に御参加をいただいております。

また、東京工業大学工学院教授の阪口先生にも御参加をいただいております。

オブザーバーのほうとして、警察庁のほうからでございますが、今日は伊藤補佐のほうに御出席をいただいているということでございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局のほうにおいても4月に人事異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

角田文部科学戦略官でございます。

古田大学振興課長でございます。

私、大学入試室長の平野でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

なお、ワーキンググループの主査については、協議会座長から安井委員を御指名いただいておりますので、これからの進行は安井主査にお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

【安井主査】 よろしくお願ひいたします。安井でございます。ここからは私のほうで議事の進行をさせていただきます。

それでは、次第に従いまして、議事の1、ワーキンググループの運営についてでございます。

まず、事務局から資料の2について御説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【平野大学入試室長】 失礼いたします。資料の2でございます。大学入学者選抜における試験運営に関するワーキンググループ運営要領でございます。このワーキンググループの運営の方法を定めるものでございます。概略、説明させていただきます。

1ポツでございます。テーマは、先ほど申し上げた、通信機器を悪用した不正行為、刺傷事件を受けて、安心して受験できるよう、各大学が実現可能な対応方策を協議するということでございます。

大学入学者選抜に係る非公開の情報を基に協議を行う必要があることから、非公開で行うことを基本とさせていただくというものでございます。ただし、非公開の情報を基にした協議を行わない場合とか、その他協議に支障を生じることがないと主査が認める場合は例外的に公開で行う、原則非公開、例外的に公開と、こういう取扱いが1番でございます。

2番でございます。主査は、大学入学者選抜実施要項等が公表された後に、ワーキングにおいて配付した資料を公開するものとする。ただしということで、非公開の情報が含まれると認める場合、その他正当な理由があると認めるときには、全部または一部を非公開にすると。原則公開、一部例外的非公開ということでございますが、本日の資料につきましても、外にそのまま出せないものというのものもあるかと思ひますので、ここは適宜主査と御相談しながら判断してまいりたいと思ひてございます。

3番が議事録でございます。こちらについても、実施要綱等が公表された後に公開するということでございますが、機微に触れる部分というものについては非公開ということもあり得るというものでございます。

その他、ここに書かれていないもので決める必要があるものはワーキングでその都度お諮りをいたします。

以上でございます。

【安井主査】 ありがとうございます。

それでは、本運営要領ということにつきまして、何か御意見、御質問等あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

特に問題はなさそうですので、それでは、この案で決定をさせていただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次に、議題のほうの2番でございますが、大学入学者選抜における不正防止・安全対策についてでございます。

まずは大学入試の不正防止・安全対策の検討方針等について、事務局から改めて御説明をお願いします。

【平野大学入試室長】 失礼いたします。

まず、資料の3のほうを御覧ください。

これは大学入試センターの提出された資料になりますけれども、私のほうから説明をさせていただきます。

令和4年度大学入学共通テストの本試験における特記事項ということでございます。今回取り扱うテーマの背景になった事情についてということでございます。

先生方、よく御存じかと思えますけれども、丸1番は、東京大学本郷地区のキャンパスの正門前の路上で発生した事件ということで、刺傷事件があったと。この過程で、精神的動揺により受験できなかった4人は追試験の対応をしているという状況でございます。

2番目は、トンガの関係でございますけれども、津波警報・津波注意報の発令ということで、1月16日の未明、太平洋側を中心に津波警報・注意報が発令され、岩手県立大学宮古短期大学の試験場については試験中止ということで、181人が再試験で対応、その他6人が公共交通機関の遅延により受験できなかったというようなことで、追試験で対応するというところでございます。

丸3番が、試験時間中にスマートフォンを使用した不正行為があったというものでございます。試験時間中にスマートフォンを使用して試験問題を撮影し、あらかじめ解答を依頼していた外部の者に送信をして解答を得たということで、不正行為として認定した上で、全ての教科・科目の成績が無効になっていると、こういう状況でございます。

対応の方向性はちょっと省略をさせていただきまして、その他の資料でございますけれども、2枚目のほうにつきましては、安全確保ということで、15日の刺傷事件というものを

受けまして、文部科学省のほうから各大学にお送りした事務連絡でございます。学内の警備体制の確認、危機対応マニュアル等の学内への周知徹底ということをお願いするとともに、警察庁さんのほうにおかれては、関係機関と連携を図り、安全確保対策のための徹底について指示が出たということで、所轄の警察署との連携の一層の強化に取り組むということをお願いしたものでございます。

次のペーパー、細かく説明いたしませんけれども、トンガ諸島の津波警報の対応の時系列でございます。

次のページは、不正行為の関係の資料でございますけれども、これを踏まえて、1月27日に文部科学省から国公立大学の入試担当部署宛てに事務連絡というのをお送りしていて、個別学力検査等においても実施要項の内容を改めて試験業務に携わる試験監督者等への注意喚起を行うように依頼したということでございまして、次のページのペーパーというのがこの中身の概要になっているというところでございます。

続きまして、資料4のほうを説明させていただきます。

それでは、こうした特記事項というものも踏まえまして、どのようにこれから考えていくのか、そして、文部科学省と大学入試センターの役割分担ということなどについて書かれたペーパーが資料4でございます。

大学入試センターは、共通テストの実施に係る不正行為の防止対策、受験生の安全対策、災害等の危機管理対応について検討を行うと。文科省は、共通テストに特化したセンターの議論というものも参考しながら、個別入試も含めた大学入試一般における不正防止対策、受験生の安全対策について検討を行う、このような役割分担でございます。

大学入試センターのほうにおかれては、1ポツでございますけれども、共通テスト不正行為防止検討ワーキングというものを2月25日に設置をして、第1回を3月18日、第2回を4月15日ということで開催をしているということでございます。

文部科学省のほうは、先ほど御説明したとおり、3月30日に試験運営ワーキングを設置するというので、協議会で決定していただきまして、本日第1回というものが行われていると、こういうことでございます。

今後のスケジュールという部分が、2ページでございますけれども、このワーキングの検討というものを5月の上旬から中旬にはある程度収束をさせまして、親会でありますところの選抜協議会の協議というところへ載っけていく。その上で、6月上旬には例年どおりになりますけれども、大学入学者選抜実施要項というものの決定ということにしていくとい

うこととでございます。もちろん何をどこまで要項に書き込めるのかというところについては、これから議論があるところとございますけれども、このようなスケジュールというのを想定していると。

大学入試センターについては、6月中旬の共通テスト実施要項というものを見据えて、しっかりと今後議論をしていただくと。この両者検討というものについては、しっかりと連携をさせながら進めていきたいと思っているところとございます。

資料5を御覧いただければと思います。

資料5と資料6というものが、本日御議論いただきたい事項と、また、資料6はこのワーキングで議論する上での基本的な考え方というものを事務局のほうでちょっと御用意させていただいているものとございます。

まず、資料5でございます。

本日議論をしていただきたい事項ということで、改めて書かせていただいているものとございます。

こちらについては、まず1個目でございます。大学入学者選抜における不正行為の防止対策を検討する上での試験運営ワーキングの基本的な考え方について、これは後ほど資料6で御説明します。

次の丸でございます。大学入学共通テストにおける通信機器を悪用した不正行為の防止対策についてと、後ほど大学入試センターのほうから、入試センターに設置をされたワーキングの議論の経過というものを御紹介いただくわけでありませけれども、大学入試センターの検討状況というのを踏まえながら、50万人というものが一斉に受験するということを想定した対策として、このワーキングにおいてもその範囲について議論をしていただくということとございます。入試センターの検討状況を踏まえながらということとございます。

3つ目の丸でございます。こちらのほうは個別入試も含めた大学入学者選抜における通信機器を悪用した不正行為の防止対策として、各大学においてどのようなことに取り組むことが望ましいのかということについて御議論いただきたいということとございます。

最後が、大学入学者選抜における受験生の安全対策について、各大学において取り組むことが望ましい事柄について御議論いただきたいというものとございます。

資料5の説明は以上でございます。

続きまして、資料6でございます。

大学入学者選抜における不正行為の防止対策を検討する上での基本的な考え方（案）というものでございます。これから様々な手法とか防止策というものについて御議論いただくわけでありますけれども、このようなことを検討するに当たって、基本的な考え方というのをワーキングのメンバーとしてもしっかりと共有をして、また、様々な結論というのを出していくに当たっての一つのフィロソフィーとして機能させることはできないかと、こういうことでございます。

以下の考え方を前提に、実現可能な対策を試験運営ワーキングとして整理し、大学入学者選抜協議会へ報告することでどうかということを書かせていただいております。

まず、大前提、1つ目でございますが、受験生の圧倒的多数は、入学を志望する大学の入学者選抜に自らの学習成果を発揮し、合格することを目指し、誠実に受験に臨んでいるということでございます。

2つ目でございます。一方、極めて少数ではあるものの、不正行為に及ぶ者が存在することは否定できないと。また、技術の進歩によって、不正行為に悪用可能な通信機器の入手が容易になることで、そうした機器を悪用することへの誘因が強くなることもないとは言えないと、このような現状認識でございます。

1番、2番というのは受験者像というものに関しての一つの共通理解として書かせていただいております。

3つ目でございます。受験機会・選抜方法における公平性・公正性が確保されるべきものであり、不正行為が行われれば、その原則というものが成立しなくなるため、その対策が必要ではないか。これは言わずもがなのことかとは思いますが、書かせていただいております。

ただしということで、4番でございます。受験生全員がそうした例外的な行為、不正行為ということでありますけれども、これに及ぶ可能性を前提に不正行為の防止策を検討してしまうことは、大多数の受験生が誠実に受験をしようとしていることを勘案した場合に適当と言えるかどうかということでございます。

また、極めて少数の者のために過度な対策というものを求めることは、試験実施主体である各大学や大学入試センターに過剰な人的負担、物的負担を求めること。場合によっては、そのための財源というものを検定料や税金などからということで、受験生や国民に求めることになるが、これが妥当と言えるかどうかということについて呈させていただいたわけでございます。

最後の丸でございます。不正行為を行わないように、事前に抑止力として機能するものを検討するということとともに、不正行為を行った者には、移動的に公平・公正な受験環境を毀損したことに対する責任というものを自覚して、再発を防止するような抑止効果のある取扱いが必要ではないかということでございます。

下から2つ目の丸が全体の受験者像というものを考えた中での対策というものがどこまでのことを求めることができるのかという考え方、最後の丸というものについては、一方で、不正行為を抑止するというで、その行いそうな人もしくは行ってしまった人に対する個別の対応としてしっかり考えることは、それはそれで必要だということを書いているものでございます。

今後ということで、今回こういう形で議論をしていくということを御提案するわけでありましてけれども、この考え方では入学者選抜における公平性・公正性がもうはや確保できないと、このようなことに立ち至った場合には、この考え方というのは必要に応じて修正するということではどうかというような御提案をさせていただいているものでございます。

今資料3, 4, 5, 6ということで、駆け足で説明をさせていただきましたが、一旦事務局からの説明はここで止めさせていただきます。ありがとうございます。

【安井主査】 ありがとうございます。

基本的には、資料3, 4の部分は状況ということの説明で、最終的には6番のところに本ワーキングの基本的な考え方がまとめられているということでございますので、今御説明をいただいた中で、特に基本的な考え方、資料6の部分についていろいろ御意見があればいただきたいというふうに思っているところでございます。

資料6を中心に少しディスカッションができればと思っておりますが、何か御質問、御意見等あればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【空閑委員】 室蘭工大の空閑ですけれども、よろしいでしょうか。

【安井主査】 どうぞ、お願いします。

【空閑委員】 基本的に、この基本的な考え方のところに書かれていることに賛成であります。とりわけ国大協といいますか、国立大学の立場からすると、ここに書かれていることの繰り返しになりますが、大多数の受験生はきちんと対応をしてくれていて、その中に、今回のような情報機器を使った不正行為に及ぶ志願者がごく一部いるということで、特に個別学力試験での、対策としては、実現可能性がある現実的な議論の中で進めていっ

ていただきたいと思っており、そういうことが盛り込まれておりますので、この方向性でよろしいのではないのでしょうかと思います。

あと、基本的に個別学力試験については例えば、本学は非常に規模の小さな大学になってきますけれども、各大学の状況に応じた形でそれぞれのアドミッションポリシーに基づいて入試選抜を行っており、それぞれの大学のやり方というものがありますので、そこは尊重した形でうまくまとめることができないかなというふうに思っております。

取りあえず以上でございます。

【安井主査】 ありがとうございます。

ほか先生方、いかがでしょうか、委員の先生方。

今空閑先生から御発言がありましたところで、あまり性悪説というふうに考えちゃうと、大学側の負担も大きいし、受験者の負担も大きいということだと思うんですけども、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

特に御異論がなければ、この案で先に進めていきたいというふうに思っておりますので、本ワーキングとしてはこのような形の基本的な考え方をとりたいというスタンスで今後進めていかせていただければというふうに思っております。よろしいでしょうか。特に御異議がないようですので、ありがとうございました。

それでは、次に、大学入試センターにおける検討状況につきまして御報告をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【山口委員】 4月から大学入試センターの理事長を務めております山口でございます。よろしく願いいたします。

大学入試センターに設置しました不正行為ワーキンググループの検討状況の御報告をさせていただきますが、まずその前に、今画面共有しております資料7-1に基づきまして、本不正行為事案をまずおさらいしたいと思っております。

経緯につきましては、一覧表にしてあります。細かいですが、ちょっとおさらいということで、一つずつ読ませていただきます。

まず、1月26日ですけれども、共通テストの試験時間中に世界史B問題が外部に流出していた疑いがあるとの報道がなされました。

翌日1月27日には、試験問題を流出させたという受験者・大阪府在住の女子大生ですけれども、彼女が香川県警に出頭しております。その際には、自分が1人でやったとの説明をし

ていました。

2月9日に至っては、センターにおいて当該受験者と面談し、不正行為を認定し、受験した科目の成績を無効とすることをセンターとして決定しております。令和3年度共通テストは不正行為を行っていないということを、そのときは女子大生は申ししておりました。

続いて、2月19日ですけれども、当該受験者が令和3年度共通テストでも同様の手口で不正を行っていたとの報道がなされております。

これを受ける形ですけれども、2月25日に当該受験者と再度センターは面談しましたが、一転して昨年度も不正行為を行ったことを認めたため、28日に令和3年度共通テストについてもスマートフォンを利用した不正行為を認定しました。

以上が今回の事案の経緯となっております。

これを受けまして、先ほど文部科学省のほうからも御説明していただきましたけれども、大学入試センター内に大学入学共通テスト不正行為防止検討ワーキンググループを2月25日に設置しました。そして、第1回を3月18日、第2回を4月15日に既に開催したところです。

本ワーキンググループのスケジュールとしましては、5月中旬までに4回程度開催して、検討結果を取りまとめる予定としております。

この後詳しく御説明しますが、私からは、まず概要、どんな考え方で検討しているかについてお話しします。

具体的な不正行為の防止策の対応等について、当センターとしましては、4つの観点から検討を進めることとしていきます。

その4つとは、まず1番目、大学、特に監督者になろうかと思いますが、大学の対応、2番目、受験者の対応、3番目、技術的な対応、4番目、不正行為をした場合の取扱い、その4つの観点から検討を進めてまいります。

その後、不正行為防止検討ワーキンググループの検討状況についても御説明いたしますが、これらにつきましては当センター事業部長の奥田から説明させていただきます。お願いします。

【奥田事業部長】 事業部長の奥田でございます。私からは、まず、先ほど当センターの理事長から御説明のありました、共通テストにおけるスマートフォンを活用した不正行為の具体的な状況について、補足説明をさせていただき、当センターで検討中の情報機器を使用した不正行為の防止策の具体的な検討状況について御説明をさせていただければと

思います。

[Redacted text block]

これらを踏まえまして、先日開催された当センターのワーキンググループについて、情報機器を使用した不正行為の防止策についての検討に用いた資料が、本日の配付資料7-2ということで、示させていただいてございます。細かい資料となっておりますが、少しお時間をいただきまして、こちらについて御説明させていただきたいと存じます。

[Redacted text block]

それでは、各事項について御説明させていただきます。

[Redacted text block]

[REDACTED]

長くなりましたが、私からの説明は以上となります。

【安井主査】 ありがとうございます。

それでは、よろしいですかね。入試センターのほうはこれでよろしいですか。

【山口委員】 大学入試センターからは以上でございます。よろしく申し上げます。

【安井主査】 ありがとうございます。

それでは、大学入試の選抜における不正行為の防止策として考えられる取組につきまして、事務局のほうから併せて一緒に説明をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【平野大学入試室長】 失礼いたします。大学入試室長でございます。

資料8のほうを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうにつきましては、センターの検討状況というものもある程度踏まえながら、個別選抜というものも視野に入れて、不正行為防止策として考えられる主な取組というものを挙げさせていただいてございます。

ここに挙げているものを全部やるということを決め切ったものでは当然ないわけでありまして、留意事項というところについても併せて御説明をさせていただきたいと思います。

まず、1個目でございますけれども、大学が、受験者数や試験運営体制等に応じて取り組むべき事項として、以下のようなことが考えられるのではないかと。

りますので、今日のところは項目として考えられるものを挙げているというステータスでございませけれども、不正行為をした者を次年度以降は当該大学において受験させないと、受験資格を停止すると。

その前提として、まず3つ目でございますけれども、不正行為を行った場合の取扱いに従うことを同意させた上で出願させると。あらかじめ当大学と受験生というものの間で、来年以降不正があった場合には受験ができないよと。来年だけなのかというところはあると思いますけれども、そのようなことを約束した上で出願していただいて、もしそういうことになればその約束に基づいて当該大学と当該者の間の関係としてこういうことを考えるというのはあるかということでございます。

2つ目の部分でございます。不正行為が行われた場合には、これは今までも偽計業務妨害みたいな形で出ているケースもあるわけでありませけれども、業務が妨害されたとみなし、警察に被害届を提出する可能性というものがあるということをしかり明示すると。受験生のほうからすると、不正行為というものに手を染めた場合、こういったようなことになってしまうということをおあらかじめしかりと理解していただくということがあるのではないかとございませ。

なお、不正行為というものの認定に当たっての、受験生からの聴聞の機会の設定という部分は、全てにおいてということよりは、このような重大な取扱いと、受験資格の停止などを行う場合にはこのようなこともセットで考える必要があるであろうということをおおげさせておいてございませ。

2ポツでございます。文部科学省、本省のほうや、大学入試センターが大学と協力しながら取り組むことが考えられる事項ということでございませ。

倫理教育、倫理教育という、その何と申しますか、いわゆる学校教育の一環というよりは、不正行為をするということが行為者にとってマイナスであるということをしかり高校等において周知徹底していただくということでございませ。そういうことをしたら本当に大変なことになるんだよということを高校でしかりと伝えていただくということでありませ、当然高校等の協力が必要でございませ。

受験産業等への協力要請というものもおおげさせておいてございませけれども、これについては、いわゆる不正を幫助するような行為に関わらないようにといったもの、また、試験時間中に入試問題の流出が疑われるような場合にはぜひ連絡してくださいということ

でありますけれども、現実問題申し上げれば、
何が共通テストの問題かというのが見た瞬間に分かるという人はなかなか少ないだろうといった問題でありますとか、また、それを試験時間中に摘発するということは時間的なものもあってなかなかということもありますので、この辺りは少し可能性として、何ができて何が効果的なのか、実質的に意味があることと抑止力としての取扱いという部分とを少し分けて考える必要あるかもしれないなというふうには思っているところでございます。

資料8については以上でございます。先ほど申し上げたとおり、不正行為の部分についてはもう少し法的な観点というものを文部科学省でも検討を深めていきたいと思っております。以上でございます。

【安井主査】 ありがとうございます。

ただいま大学入試センターと、それから、文科省事務局から御説明をいただきました。

大学入学者選抜における不正防止ということで、いろいろな観点で御説明をいただいたところでございますけれども、本日、情報通信機器の専門家であられます阪口先生がお入りでございますので、引き続き阪口先生の御意見をいただいた後、ディスカッションさせていただきたいというふうに思っております。

阪口先生、よろしくをお願いします。

【阪口臨時協力者】 どの観点に関して説明したらいいですか。

【安井主査】 一応情報通信機器の専門家ということで、御意見をということになっておりますので、いろいろな、今入試センターのほうも4つの観点というところでお話をいただきましたけれども、技術的な部分といいますか、そういうところも含めて、先生の御意見を、概論といいますか、そういう細かいところでなくてもいいんですけれども、御意見を頂戴できればというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【阪口臨時協力者】 今大学入試センターで議論されている内容というものは、基本令和5年度入学の受験生向けということで、今でも対応できるものというものだと考えております。

それで、例えば、情報通信機器を、私が考えていたのは、

効果的ではないかなというふうに考えておりました。それ以外に、倫理教

育とか、あと、マスクを取らせて本人確認をするとか、その辺も、今の延長線上ではありますけれども、少しは改善するのではないかと考えております。

情報通信機器の専門家からすると、私はもともと専門は情報通信システムの設計、それから、レギュレーションとあって、どの周波数を何に使っていくかということが専門であります。

通信システムの設計で一番重要なことは、必ずつながるようにする、それで、重要となるインフラを構築するので、つなげないようにするということは基本難しいというふうに考えていただいたほうがいいと思います。

それで、何でしょうか、電波遮断というのもありまして、それは電波吸収体とか、電波を通しにくい素材を教室につけるといふものであります。そうすると、平常時に携帯電話がつながりにくくなって、緊急事態のときには安全性とかも阻害されると思いますので、それほどよい作戦ではないと思います。それから、あと、ジャミングとあって、わざと携帯電話と同じ周波数を、例えば、試験時だけ試験室内で出すという方法もあります。その欠点は、その周辺にも影響を与えるということでして、その周辺、例えば、教室の外にいる方にもある程度影響を与えてしまうので、情報通信機器の専門家からとしては、できるだけやらないほうがいいと考えています。

一方で、総務省では電波監視というものを常に行っていて、不法電波、今の法律に従っていない電波がどういうふうに出ているのかというのを1年中監視しています。それをしないと、不法電波は利便性を失うだけじゃなくて、国家の重要なインフラを壊してしまうことにもつながってしまうので、総務省はDEURASというシステムで電波監視をずっとしています。

私はその研究開発にも携わってましたので、その超小型版みたいなものを作って各教室に置くと、教室の中で電波が出たかどうかということと、どの辺りから電波が出たかというのを監視することは可能です。

ただし、先ほどの検討項目にありましたように、ごく少数の不正行為を行う者のために、そういう比較的高度な技術を全教室に入れるのか、そのコストをどうするんですかという問題がありますので、十分に議論する必要があります。

これでよろしいですかね。もしよければもう少し説明しますけれども、大体概要は説明しました。

【安井主査】 ありがとうございます。

それぞれの立場でいろいろ御意見はあろうかと思いますが、コストの問題とか、あるいは、監督者への負担の問題でありますとか、いろいろな意味で、多くの、何というんですかね、解決方法を考えればいろいろなものが出てくるのかもしれないんですけども、せっかくだので、意見交換をちょっとさせていただければと思うんですが、これまで入試センターと、それから、事務局のほう、両方で不正防止について御説明をいただいたんですが、御説明をお聞きになって、感想でもいいんですけども、今日これを取りまとめるということではないと思いますので、少し委員の皆さんの御意見を伺った上で、少しずつ取りまとめのほうに行きたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。何か御意見、御感想等あればお願いしたいと思いますが。

【長塚委員】 安井先生、すみません。

【安井主査】 長塚先生、どうぞ。

【長塚委員】 入試センターの方に一、二確認をしたいんですが、資料の7-1で、この不正行為の事案の概要に、経緯があるんですが、例えば、2月9日のところで、不正行為が認定されて、受験した科目の成績を無効とすることを決定とあるんですね。あと、昨年2月25日のところも、受験した科目の成績を無効とする。これは当然受験した全教科・科目の成績を無効とするということだろうとは思いますが、ここのところこのままだと、この資料だけ見ると誤解を生むんじゃないかなとちょっと気になったものですから、ここの表記は少し丁寧に書いたほうがいいのかと思ったことが1点と。

それから、この女子学生さんは昨年もやったということなんですが、これは本人が考えてこのようなことをしたのか、あるいは、ある意味組織的にこの不正行為を計画、実行したのか、何か、ブローカーとでもいうんでしょうか、韓国の事案のように、これは相当専門的な知見がなければできないことだろうと思ったものですから、むしろ何らかの外部の者から誘われてしたとか、組織的なものが背景にあるのかどうか、あったのかどうか、昨年行われていたということは、ほかにもあったんじゃないかなと、もし、組織的であれば、そういうふうにも思うわけなんです、その辺は分かっているんでしょうか、この2点を教えていただければと思います。

【安井主査】 ありがとうございます。

【山口委員】 大学入試センターですが、よろしいでしょうか。

【安井主査】 どうぞ。

【山口委員】 まず1点目、御指摘ありがとうございます。御指摘のとおりですので、

表現しっかり修正して、資料としたいと思います。ありがとうございました。

それで、2点目なんですが、センターとしてヒアリング等をした限りにおいては、
。背後にはブローカー等は存在しないというふうに、センターとして理解しております。

以上です。

【安井主査】 ありがとうございました。

石崎先生、お手が挙がっていたように思うんですが。

【石崎委員】 よろしく願いいたします。1つ質問させていただきたいんですけども、丁寧な御説明いただいてありがとうございました。

監督者の方のお話とかを聞いたものがあれば、もしくは、入試センターのほうで感じてらっしゃるところがあればお聞かせいただきたいのですが。

【山口委員】 ありがとうございます。ちょっとお待ちいただけますか。

基本的にはそこまで詳しいヒアリングはできていないというふうに認識しておりますし、

よっと今資料が見つかりそうなので、ちょっとお待ちください。

すみません、ちょっと時間かかりそうですので、私が理解する範囲では以上なんですけれども、ほかの案件を進めていただいて、後で分かったことを追加で御説明させていただきますというのでよろしいでしょうか。

【石崎委員】 ありがとうございます。結局、議論を進めていく上で、これはとても監督者では見つけられないというものであれば、監督者を増やそうが、巡視の回数を増やそうが、そういった対応では見つけられないだろうし、いやいや、これは監督者が見つけられたのではないかというのであれば、監督者を増やすとか、そういう話も出てくるんでしょうし、その辺りがちょっと私なんかは現物も見てないから、その判断のしようがないとか、意見の言いようがないというところもございまして伺った次第なので、また分か

りましたら教えてください。お願いします。

【山口委員】

頭文科省のほうの整理でありましたように、抑止力という意味合いで意味があるかもしれないとか、そういう話で、例えば、監督者を増やすというのもあり得るんだろう、そんな整理もできるかと思っています。いずれにしても、技術的にどうかということについては、ちょっと我々としては把握していないというところでは。

【石崎委員】 ありがとうございます。

【安井主査】 ほか、委員の先生方、何かございますか。

圓月先生、お願いします。

【圓月委員】 そうしたら、圓月です。どうもありがとうございました。

資料8について、少しこれからも法律上のいろいろな観点から考えてくださるというふうなことですけれども、不正行為をした場合の取扱いの明確化、先ほど長塚委員が言ってくださったように、当該年度の試験内容がどこまで無効になるのかということをもっと明確にするべきかなというふうに思いました。

その上で、2番目のところなんですけれども、次年度以降の受験資格の剥奪というふうなものが、教育的にもどの程度やはり根拠があるのかどうか。すなわち、今回の場合非常に計画性もあって、なかなか好感を持って考えることが難しいケースでしたけれども、やはり入試というのも教育活動でもありますので、今回こういう不正行為をしたけれども、心を入れ替えて、また一念発起して勉強したときに、自分の志望する能力に合った大学に入るという可能性というものなんかを閉ざしてしまうというふうな、あまり懲罰主義のほうに傾き過ぎると教育的な議論ではなくなるんじゃないかなというふうなことなんかを少し考えておりました。

特に、大きく言ったら、憲法とかいうとあれですけれども、教育機会の均等というふうなことで、もしこれが犯罪に準ずるような行為だとしても、やはり犯罪の場合にも更正や社会復帰というふうなものなんか非常に重要なものになりますので、過ちを犯した受験生、特に若者なんかの再起というか、そういうものなんかを支援する方策というのも併せて考えていっていただきたいなと思ひまして、少し意見を言わせていただきました。

以上です。

【安井主査】 ありがとうございます。

柴田先生、お手が挙がっていますか。

【柴田委員】 福岡県県立大学の柴田でございます。

[REDACTED]

それから、もう1点、ようございましょうか、長塚先生がお尋ねになられたことですが、昨年度も全く気がつかずに1年経過しているわけですね。この場合、この方は現役の高校生だったと思うんですね、年齢からすると。そういう方がこういうことを、受験の大変慌ただしいときに本当に自分で自発的に企てたんだろかなという気はつくづくしておりまして、今回の事例が今年度発覚しなければそのまま行ったわけですし、場合によっては、そういうことはやはりできる限り調べておく必要があるんじゃないか。むしろ中継をなさった社会人の方、この方の背景というのが大変気になるところではないかなという気が、全く印象ですけれども、した次第でございます。あまり試験室に負担をかけるというのは、対策として有効かなという気は、現場を預かる者としては感じております。

以上です。

【安井主査】 そうですね。

空閑先生、お手挙がりですか。

【空閑委員】 ありがとうございます。

試験をやる立場からすると、資料8の中でも、巡回者の数を増やすとか、頻度を増やすという案が出ており、もちろんそれは一つの方法としてはあるんですが、受験生の気が散るとか、なるべく足音が立たないように注意をしてとか、そういう服装といいますか、監督者も工夫して対応しているため、やはりそういったもののバランスも考える必要があるということと、個別学力試験は、各大学の責任でやっていくんでしょうけれども、共通テストになってきますと、大学から出せる監督者の数とか、そういった、単に予算だけではない、監督者としての資質といいますか、力を持った人間を出していくというのも、大学の規模によってはかなり大変なところになってきますので、そういったところも兼ね合いに

な話になるだろうと思います。

その下のほうに、不正行為をした場合の取扱いの明確化で、不正行為の認定に当たっては受験生からの聴聞の機会の設定をするというようなことがあるぐらいで、いわゆる学校、中高や大学においても、不正行為というのはまれにあるだろうと思いますけれども、その場合に、やはり本人が不正行為であることをしっかりと認めないと、これはなかなか処分することはできないというのがあるだろうと思いますね、その後の問題のこともありますから。ですから、この持ち物の取扱いがちょっと違うだけで成績がもうゼロだぞというこの書き振りは、かなり注意しなきゃいけない。留意事項という空欄が右側にありますけれども、というようなことが気になりましたので、一応お話しいたしました。

以上でございます。

【安井主査】 ありがとうございます。

委員の先生方おっしゃるように、まだ深さの違いもありますので、どの辺に最終的なところに落ち着くかということについては、今先生方からいただいた御意見を参考にさせていただいて、少しずつ調整をさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間の関係もありますので、ひとまず不正行為や不正防止に関する意見交換はこの辺りにさせていただいて、もう一つ、安全対策のほうがございますので、安全対策につきましの説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【平野大学入試室長】 失礼いたします。

資料9のほうを御覧ください。

受験生の安全対策として考えられる取組の案でございます。

まず、試験場外の取組でございます。試験場周辺の定期的な巡回等、これは例示として挙げてございますけれども、などについて、警察としっかりと事前に相談をすると。入口付近や最寄り駅への警察官配置ということは、例として挙げてございますけれども、何がどこまでできるのかといったことは、地域の事情とか、大学の密集度合いとかによって違うところあると思いますけれども、しっかりと警察と連携を図っていこうという趣旨でございます。

2つ目が、試験場内でございます。これは試験場の中で安全対策という、今回の事案は門の外ということでもありますけれども、ここは巡回回数を増やすとか、警備要員を増やすということになりますが、これはどこまでそもそもカバーする必要があるのかといったところ

も含めての議論かもしれません。

受験生への注意喚起というものについても挙げさせていただいてございますけれども、手荷物検査があるんだよとか、もしくは、周辺の環境に気づきにくい行為の回避、いわゆるスマホを見ながら歩くと周りに何が起きているか分からないとか、イヤホンをつけて歩いているとといったようなことでありますけれども、こういったこと。また、不審物・不審者を見つけた場合には大学関係者へ通報依頼してくださいといったことも、理論的にはあるわけではありますが、留意事項に挙げているように、試験直前の受験生ということにここまで求めるのかと、こういったことが出てまいります。

手荷物検査というところについては、そもそも精神的な負担になるかもしれないし、円滑な試験運営という観点からはタイムテーブルというものの関係を考えなければならぬところがあると。周囲の変化に気づきにくい行為の回避といっても、その行為制限みたいのところまで試験の直前の受験生に注意喚起をするのかと、直前までスマホで復習をされる方もいらっしゃるかもしれないと。このようなところまで制約するような言い方になってしまっただろうのかと。不審物・不審者を発見した場合というときに、この人は不審者なのか、そうじゃないのかといったことも含めて、心理的負担を感じるような依頼というのはやはり回避すべきじゃないかということは、ここは受験生の立場に立って、受験直前のというところで考えるところはあると思っております。

その他ということでもあります。これはまさにふだんの取組というところでもありますけれども、所轄の警察や消防等の協力、御指導というのをいただきながら、警備体制や救助要請に関する危機事象発生時のマニュアルの定期的な見直しといったものの、ふだんの備えというものをしっかりと充実していくということ、これを徹底的に呼びかけていくということが最後の部分でございます。

これについては、先ほど最初のほうの資料で御説明した事務連絡というもので、安全確保の徹底というところにございましたけれども、学内の警備体制の確認、危機対応マニュアル等の学内への周知徹底といったことを挙げてございますけれども、こういったものしっかりと平仄を合わせた形で取り組んでいくということのイメージ、また、所轄の警察署との連携の一層の強化ということというのを念頭に書いているということでございます。

ひとまず私からの説明は以上にさせていただきます。

【安井主査】 ありがとうございます。

今度は安全対策と大学入試、入学者選抜における安全対策ということで、またディスカ

ッションしたいと思いますけれども、冒頭、この安全対策の専門家であります板橋先生に、今までのお話も含めて、この安全に関する概論といいますか、お話をまず伺った後、委員の先生方とディスカッションしたいというふうに思いますので、板橋先生、よろしくお願ひいたします。

【板橋臨時協力者】 皆さん、聞こえますでしょうか、大丈夫ですか。

【安井主査】 はい。

【板橋臨時協力者】 公共政策調査会、板橋と申します。よろしくお願ひいたします。

今事務局より説明があった、受験生の安全対策として考えられる取組ということで、おむねこのようなところかなと私自身も考えております。

それから、最寄り駅と試験場の間というのがやはり一つのポイントになると思いますので、駅との連携というのも非常に重要になってくると思います。駅の警備については、もちろん警察官の配置というのもありますし、鉄道会社さんの警備体制の強化をお願いするということになるのだらうと思います。

それから、試験場内の警備ということですが、警備員の数を増やしたり、巡回を増やしたりということですが、コストの問題、あるいは、警備員の確保という問題もあります。例えば、サミットとかオリンピックのときもそうだったのですが、大きなイベントがある際には、鉄道会社の職員等、普通は技術とか内勤で働いている職員が、警備という腕章とかあるいはチョッキをつけて巡回するというをやっております。警備員だけではなくて、そうした職員の巡回というのも一つあるのかなと思います。場合によっては、学生ボランティアという可能性もあるかもしれません。

ただし、鉄道会社等で行っている職員の巡回も、全くの素人ではいけないわけで、ある程度の研修、どういうポイントで巡回するとかという研修は事前に必要かなと思います。基本的には、会場内は警察官が入るというよりは、やはり警備員とか職員で対応するというのがベターなのだらうと思います。

それから、受験生の注意喚起ということではありますが、やはりキーポイントになってく

たことに気づけなかったということがあると聞いています。恐らくそういうことを念頭に置いているのかと思いますが、これを受験生に対して特に、特別に注意喚起すべきかどうかと、これも少し疑問に思います。

ただし、これは逆に会場に向かう鉄道会社とか、高校での事前の心構え等で指導していただくほうがよいのかなと思います。特に受験当日、鉄道会社さんが積極的なインフォメーションをしていただければ、受験会場に行く交通機関でのこういった万が一の受傷事件とか受傷事故というのは防げるのかなと思いますので、受験関係の書類に書くかどうかはちょっと難しいところかなと思っています。

それから、不審物・不審者を発見した場合の大学関係者への通報依頼ですが、これも受験関係の、受験票の裏とか、あるいは、出願の際の書類等を書くというよりは、むしろ構内に看板みたいなものを立てて告知をするという方法のほうがいいのではないかなと思います。

ちょっと戻りますけれども、試験場内のいわゆるセキュリティ要員という形で、必ずしも何か警備員みたいに、何というのですかね、いかにも見ているぞというふうな形でなくても、警備という腕章をして、優しそうな顔で学生のボランティアが回るというのも、私は有効性があると思っています。

ちょっと戻りました。失礼しました。というのは、

警備という腕章をつけても、何かこう、いかつい目で巡回するのではなく、どちらかという優しい目で巡回してもそれなりに効果あるのだらうと思います。それで、不審物・不審者を発見した場合の通報ということも、そういったことを含めて、看板等で優しく告知するというのが1つの手法かなと思います。

それから、最後であります。消防を入れていただいたのはとてもいいことだと思っています。なぜかといいますと、何か発生した場合に、実際に救助活動の中心になるのは消防、救急でございますので、事前にやはり連絡をとり、打合せをしておくことは、起こってはいけませんが、何か発生した際に非常に有効的に、非常に円滑に対応ができるということになりますので、ぜひ消防を入れるといいと思います。実際発生してほしくないわけですが、万が一何か発生した場合には、消防というのはマストになりますので、避難、救助という意味でマストになりますので、この間の京王線の事件の際にも、救助活動、救出活動を消防等がやっておりますので、そういう意味からしても、協力関係をつくって

おく必要があるのだろうと思います。

最後に、やはりこれまでの事件でも

ですから、事前にサイバーパトロール等でやはりSNS上の書き込みをチェックしておくということが非常に重要かなと思います。

私のほうからは以上でございます。

【安井主査】 板橋先生、ありがとうございました。

それでは、資料9で受験生の安全対策ということで、事務局の説明と、今板橋先生からの御意見も踏まえて、委員の先生方、何か御発言があればお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

柴田先生、お願いします。

【柴田委員】 柴田でございます。

幸いにももう大した事故がないというので最近はなくなっていったようなんですけれども、こういうのが起こったら改めてやはりお願いしなきゃいけないのかなと思っておりますので、ぜひ標準マニュアルにも取り入れていただければ思っております。

本学の場合は、リスニングの際に騒音が発生しないようにというので警戒はお願いしているところでございますけれども、やはり受験生の来場、それから、退場時にも併せてお願いできるようなマニュアルをつくっておいていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

【安井主査】 ありがとうございます。

ほか、委員の先生方、何かあればお手を挙げていただければと思います。

【圓月委員】 圓月ですけれども、よろしいでしょうか。

【安井主査】 どうぞ。

【圓月委員】 行き届いた御説明ありがとうございました。これで何も起こらないこと

以上です。

【安井主査】 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。安全対策、安全といっても、身体の傷害でありますとか、生命に関わる部分ということだというふうに考えて、軽微なものは別だと思えますけれども、小さいヒヤリハットから重大事故を防ぐというようなことも各大学ではいろいろ考えてはもらえるというふうに思いますが、よろしいでしょうかね。

安全対策につきましても、事務局のほうから、試験場外、場内、そして、本人、主体側への注意喚起、その他ということでケース分けをしていただいておりますので、さらに板橋先生から御意見をいただいたことを踏まえて、さらに集約をしていかないといけなくはなりますけれども、御意見としてお話をしておきたいということが大体出切ったということであれば、今回はこれで終わりにしておきたいと思うんですが、よろしいですか。何かこれだけは言っておかなきゃというのがあればどうぞ。よろしいでしょうか。挙がっていませんか。

それでは、安全対策の意見交換もこの辺りにさせていただきたいと思います。

今日全体を通して、委員の先生方からもし質問、御意見あれば御発言をいただこうというふうに思いますが、今日の全体を通してもし何かある先生がおられたら、また挙手をいただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、いろいろ御意見をいただきましたので、意見交換、不正、それから、安全に關しての意見交換、今日はこの辺りにしたいというふうに思っています。

この件につきましては、次回のこのワーキンググループで引き続き議論するということになりますので、今日のいろいろな御意見も含めて、事務局のほうで一度整理をしていただくようお願いをしておきたいというふうに思っております。

それでは、本日のワーキングは以上といたしますが、事務局から今後の日程等について御説明をいただきたいと思います。

【平野大学入試室長】 本日は御熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。次回の日程については、改めて日程照会させていただきます。近日中に決定するつもりでございますけれども、本ワーキンググループでの議論を踏まえて、要項のほうを策定していくということで、途中で御説明申し上げたとおり、5月中旬までに結論を出さなければこのワーキングとしてはいけないということでございます。その辺りを勘案して日程を設定させていただきますので、御協力をいただきますようお願いいたします。

今回は、今日の議論も踏まえました上で、また大学入試センターの検討状況というものも御報告いただいて、このワーキングとしての不正防止、安全対策について取りまとめの御審議をいただきたいというふうに考えているところでございます。今日の議論というものもしっかりと踏まえた上で結論をつくってまいりたいと思っております。

最後に情報の取扱いについてお願いでございます。このワーキングの審査の過程は非公開でございます。審議において知り得た情報については漏えいすることがないように、くれぐれも委員限りと、また、聞いている方も、ほかに傍聴の方もいらっしゃると思いますが、取扱い御注意いただきたいということをお願い申し上げます。

議事・資料について、万が一委員の皆様方へ外部から問合せがあった場合については、文部科学省のほうまで御連絡をいただけると幸いです。

その他お気づきの点や追加の御意見がございましたら、事務局のほうまで御連絡をいただければと思います。

本日はありがとうございました。

【安井主査】 それでは、本日はこれで会議終了させていただきたいと思っております。御出席いただきましてありがとうございました。以上です。

— 了 —